

ネイチャーポジティブ実現に向けた アメリカザリガニなど外来種対策の強化

環境省 自然環境局 野生生物課
外来生物対策室 松本 英昭

1. 改正外来生物法について

私たちの生活は、自然資源に大きく依存しており、豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人間が生存するために欠かせない安全な水や食料の安定的な供給に寄与するとともに、暮らしの安心・安全を支え、さらには地域独自の文化を育む基盤となる恵みをもたらし、人間の福利に貢献しています。

生物多様性の保全において、侵略的外来種は大きな問題であり、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）により、2019年に公表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、生物多様性の損失を引き起こす5つの直接的な要因として、陸と海の利用の変化、生物の直接採取（漁獲、狩猟含む）、気候変動、汚染と共に、外来種の侵入が要因の一つとして掲げられています。

そして日本においても、外来種問題は、生物多様性保全にとって最も大きく、かつ喫緊の課題の一つになっています。わが国の生物多様性及び生態系サービスの現状をまとめた「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021（JB03）* Japan Biodiversity Outlook 3」によれば、わが国の生物多様性が直面する四つの危機のうち、第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）としてあげられる中で、過去50年間において、特に外来種の侵入・定着の影響が非常に大きく、長期的に増大する方向で推移していると評価されています。

わが国における外来種対策は、2005年（平成17年）に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）」に基づき実施されてきました。この法律は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。特定外来生物とは、もともとわが国に生息・生育しておらず、海外から人為的に導入された外来生物のうち、わが国の生態系等に重大な被害を及ぼす、又はそのおそれがあるものを指定するもので、その卵・種子、その他器官（根・茎など生きているものに限られる）、及び外来生物が交雑することにより生じた生物も含まれます。また、原則として明治元年以降にわが国に導入されたと考えられる生物を対象としています。

指定された種については、飼養、栽培、保管又は（生きたままの）運搬や輸

入等を原則的に禁止しています。なお、学術研究等の限られた目的で飼養等する場合、これを適正に管理することができる施設を有している等の基準を満たしていれば、申請を行い、主務大臣の許可を得ることで、飼養等を行うことができます。

外来生物法は、2022年5月に2回目の法改正がなされ、2023年4月に施行されました。改正ポイントの三本柱としては、①ヒアリ対策と規制権限の強化、②広く浸透した外来種であるアメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備、③国、都道府県、市町村、事業者及び国民といった各主体の役割の明確化と防除の円滑化があります。

2. アメリカザリガニ対策のための規制手法の整備について

i) 全国で問題となっているアメリカザリガニ

アメリカザリガニは、市民にとってとても身近で親しみのある生き物です。一方で、もともと日本にはいなかった外来種であり、1927年に養殖用のウシガエルの餌として米国から輸入されたものが、野外に逸出する等して定着し、1960年代にかけて急速に分布を拡大しました。現在は、全都道府県で生育が確認されており、全国への分布の拡大経緯の多くが、飼われていた個体が逸出したり遺棄されたりして野生化する等、人為的なものとされています。

こうした経緯で日本の野外で見ることが当たり前となってしまったアメリカザリガニは、在来種の捕食や競合等により、絶滅危惧種を含む様々な水生生物に被害を及ぼすといった問題を引き起こしています。例えば、石川県金沢市のため池では、アメリカザリガニの侵入後、水生植物が消失し、生息していた希少な昆虫は絶滅し、他の水生生物もほとんど確認されなくなりました（図1）。



アメリカザリガニ侵入前のため池（2003年）

アメリカザリガニ侵入後のため池（2009年）

写真提供：西原昇吾氏（中央大学）

図 1

ii) 「条件付特定外来生物」への指定

アメリカザリガニによる生態系等への被害の拡大を防ぐためには、飼われている個体等がこれ以上野外に放されないようにすることが重要であり、外来生物法による規制が長年検討されてきました。同法では、特定外来生物の飼育、譲渡、輸入、野外への放出等を原則的に禁止しており、これらに違反すると、個人の場合、最高で懲役3年、罰金300万円の罰則の対象となります。しかし、多くの世帯で飼われているアメリカザリガニについて、飼育なども規制してしまうと、許可申請を煩わしく感じる市民が罰則をおそれて一斉に野外に逃がすことが懸念され、かえって生態系等へ悪影響を及ぼすおそれがありました。

こうした課題に対応するため、改正法では、新たに特定外来生物を指定する際に、法の規制（飼養等、譲渡し等、輸入、放出等の禁止）を適用することにより、かえって生態系等へ悪影響を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、その規制の一部を適用除外とすることが可能となりました。この特例措置の対象となる特定外来生物を、通称「条件付特定外来生物」と呼んでいます。

これに基づき、アメリカザリガニは、アカミミガメと共に条件付特定外来生物として、飼養等と譲渡し等の規制の一部がかからない形で特定外来生物に指定され、2023年6月1日から規制が開始されました。具体的には、販売・頒布を目的とした飼育・保管・運搬、販売・頒布・購入、輸入、野外への放出が規制される一方で、一般家庭での飼育や少数の者への無償での譲渡し等は手続きなしで行うことができます。学校での飼育や防除に伴う運搬など、事業の一環で飼育等を行う場合には、逃がさないための基準を遵守する必要があります。

アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備



特定外来生物の取扱いに関する特例（改正後の法附則第5条）

我が国における生息又は生育の状況、飼養等の状況に鑑み、飼養等、輸入、譲渡し等、放出等の規制を適用することによりかえって生態系等に係る被害の防止に支障が生じるおそれがある特定外来生物については、当分の間、政令で特定外来生物の種類を指定して、必要な条件を付して**一部の規制を適用除外**にすることができる。

現行

- 特定外来生物の**飼養等、輸入、譲渡し等、放出等は原則禁止**
- 飼養等や譲渡し等には許可が必要
- アメリカザリガニやアカミミガメを特定外来生物に指定すると、**飼育中の個体が大量放出**されるおそれ



改正後

- 特定外来生物に指定しつつ、政令を定めることにより**一部の規制の適用除外が可能**（通称：**条件付特定外来生物**）

政令での規定概要

輸入/放出/販売又は頒布を目的とした飼養等/販売・購入又は頒布に当たる譲渡し等に限り規制

<この特例に基づく政令によるアカミミガメ・アメリカザリガニの規制の概要>



図 2

iii) 防除の重要性

一方で、アメリカザリガニによる生態系等への被害を防止するためには、規制によりこれ以上野外に放されないようにすることに加え、既に野外にいる個体について、被害の状況に応じて防除を進めていくことも重要です。既に全国に広がってしまった外来種ですが、地域の実情に応じて効果的な防除を継続することで、在来種が増加した事例もあります。

環境省では、防除を推進するため、防除マニュアルとして「アメリカザリガニ対策の手引き」を2022年に作成・公表しているほか、防除のポイント等をイラストにして環境省HP上やSNS等で発信しています。



図3 アメリカザリガニの防除のポイントや効果を伝えるイラスト

3. ネイチャーポジティブ実現に向けた外来種対策の強化について

今回の外来法改正の柱の一つに、1. で述べたとおり、③国、都道府県、市町村、事業者及び国民といった各主体の役割の明確化と防除の円滑化があります。改正前の外来生物法では、特定外来生物対策の主体に関する明確な規定はなく、防除の規定では、国が必要があるときに防除を行い、それ以外の地方公共団体や民間事業者については国の確認・認定を受けて防除できる、という規定のみがありました。実態として、国による対策は、ヒアリ等の水際対策や、国立公園等の生物多様性確保上重要な地域等での防除に限られ、それ以外の地域における防除については、被害の発生に応じて地方公共団体や民間団体等により防除が行われてきました。こうした中、2005年の外来生物法施行以降、特

定外来生物の多くで分布や被害が拡大してきてしまっている実態や地方公共団体等による防除の実績やノウハウが蓄積してきたことを踏まえ、各主体が連携と取組を強化し、より効果的にわが国の特定外来生物の被害を防止していくため、各主体の責務規定が新設されました。

特に、都道府県は、「我が国に定着が確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする」、市町村は、「当該措置を講ずるよう努める」、と規定された点が大きな変更点です。同時に、国には水際対策や重要地域での対策の他、「地方公共団体を支援する」等の責務が課され、また、国・都道府県・市町村・事業者・民間団体その他の関係者が連携協力に努めることも規定されました（図4）。

加えて、改正法に基づく「特定外来生物被害防止基本方針」において、「外来種被害防止行動計画（2015年3月に環境省・農水省・国交省が作成・公表）」と「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（2015年3月に環境省・農水省が作成・公表。*通称、生態系被害防止外来種リスト）」についても、国の責務である「外来生物対策を総合的に推進する」施策の一環として記載され、法律に紐付く位置づけが明確にされました。

外来生物法における責務規定 ※R4法改正で新設

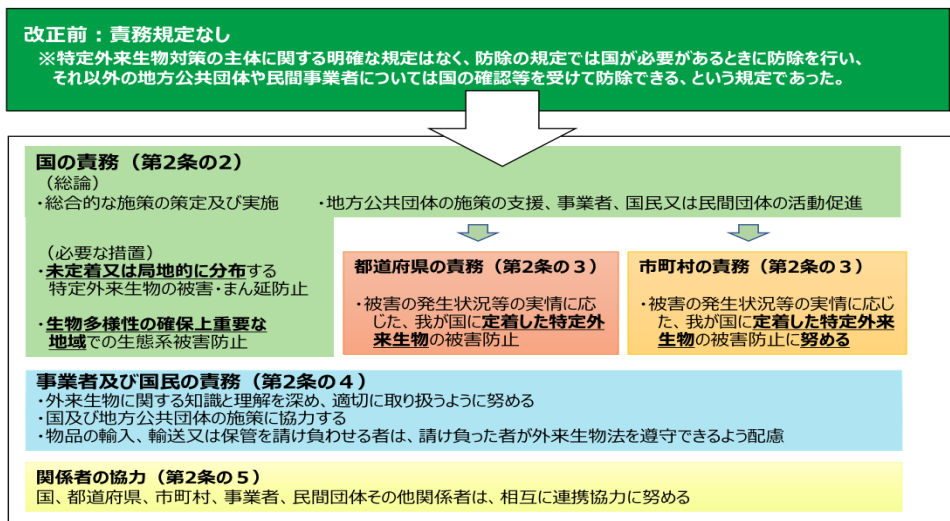


図 4

こうした改正を踏まえ、環境省では、国としての外来種対策のあり方を整理し、各種対策や支援の強化を進めています。特に、定着した特定外来生物に関する防除の責務を担うこととなった地方公共団体への財政的、技術的支援の強化による地方公共団体の取組促進は、効果的な外来種対策を推進する上で重要

なポイントの一つであり、防除事業に意欲的に取り組む地方公共団体に対する交付金制度や人材派遣制度の創設、外来種の分布に係る情報プラットフォームの構築等、資金・人材・情報知見など多方面から支援策を打ち出し、その充実を図っています。

さらに、「外来種被害防止行動計画」の改定と「生態系被害防止外来種リスト」の見直しにも着手しています。同計画は、わが国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略に位置づけられます（図5）。「すべての主体による外来種対策の実践を引き起こす」ことを目的に、それを達成するための目標を設定し、各主体による外来種対策の行動の指針について示すことを目指して改定の検討を進めています。

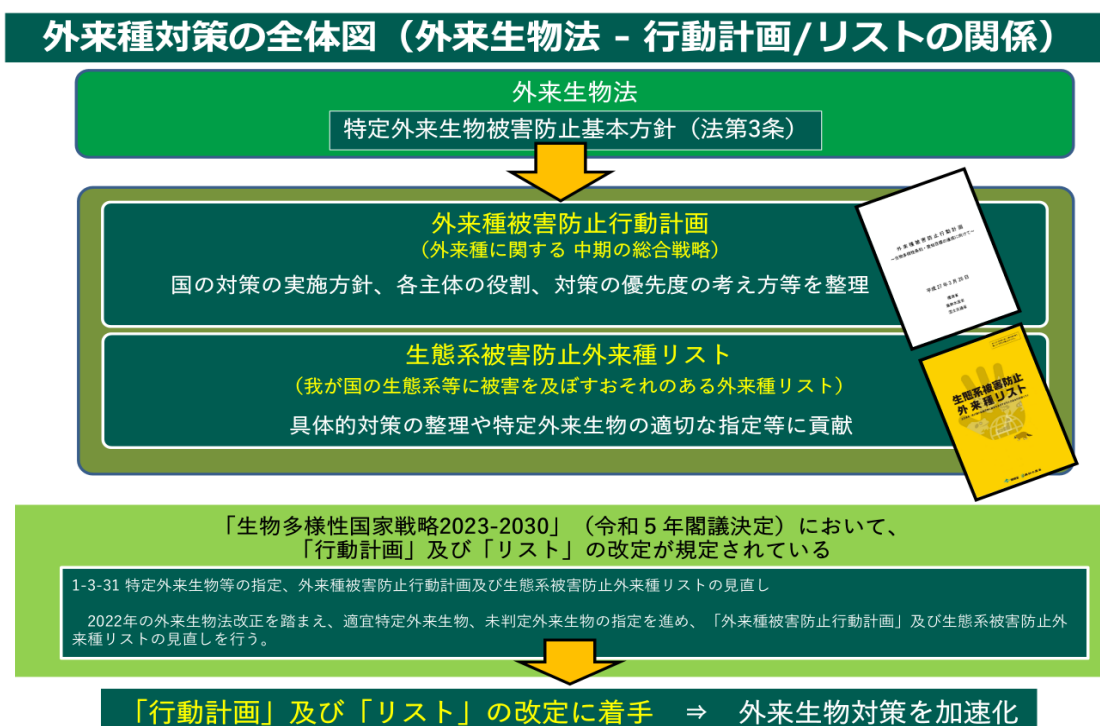


図 5

そして、2030年のネイチャーポジティブ実現に向けて、改定計画に基づき、全ての関係者が、外来種についての理解と関心を高め、地域の実情に応じた適切な外来種対策の「実践」に、主体的に取り組んでいけるよう、オールジャパンによる外来種対策の進展を図っていきたくと考えています。アメリカザリガニをはじめ外来種問題の情報を各関係主体に的確に発信していくことで、生き物と付き合う上での責任や、外来種が日本の本来の自然に及ぼす影響と対策の重要性等について市民の皆様にも考えていただき、一人ひとりの意識と行動が変わっていくことを期待しています。